



YANMAR

ヤンマーグループの
役員・従業員・退職者の皆さまへ



マイチョ君

MyChoice
ヤンマー団体保険<マイチョイス>

Ver.2023

スケールメリットを活かした
割引率 が適用されます！



ケガのみの補償 (傷害保険) 基本セット P.8

病気とケガの補償 (医療保険) 基本セット P.10

がん診断プラン 医療オプション P.11

親孝行プラン 医療オプション P.12

共通オプション P.14

短期給与補償保険 P.16

ゴルファー保険 P.17

本パンフレットには、別冊「保険の概要、重要事項のご説明」が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

なお、本パンフレットおよび別冊「保険の概要、重要事項のご説明」は、保険期間終了まで必ず **1年間保存** してください。
中途加入もできます(一部例外あり)。※詳細は、代理店・扱者までお問い合わせください。

代理店・扱者：ヤンマー保険サービス株式会社

団体(保険契約者)：ヤンマーホールディングス株式会社

この保険はヤンマーホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者から加入をご案内しています。
ヤンマーグループとは、ヤンマーホールディングス株式会社およびそのグループ会社をいいます。

ヤンマーグループの皆さまへ



ごあいさつ

ヤンマーグループでは、福利厚生制度の一環として永年に亘り、各種団体保険を自助努力支援として採用しております。ヤンマー団体保険制度『My Choice』はグループ社員の皆さまが日々安心して働けるように設計した、グループで運営する「会社の会社による社員と家族のための保険制度」です。

ヤンマーグループのスケールメリットを活かして団体割引が適用され、かつ簡単な手続きで加入・給与天引きできる、グループ全体で支える判りやすい保険制度となっています。

この団体保険制度の設計・募集、そして万一のケガ・病気や事故の場合の対応は、ヤンマーグループの保険代理店であるヤンマー保険サービス株式会社が担っています。

皆さまとご家族の安全・安心で、より充実したライフプラン実現のために、是非この機会でのご加入をお勧めいたします。

ヤンマーホールディングス株式会社

代表取締役社長

山岡 健人

ヤンマー保険サービス株式会社

代表取締役社長

中山 順啓



インターネットによるお手続きのご案内

〈現役の役員・従業員の皆さま〉

ヤンマー団体保険〈マイチョイス〉のお手続きが、会社だけでなく、ご自宅のパソコン・お手元のスマートフォンで一斉募集期間中はいつでも可能です。

画面の流れに沿って、シンプルで簡単にお手続きが可能です。

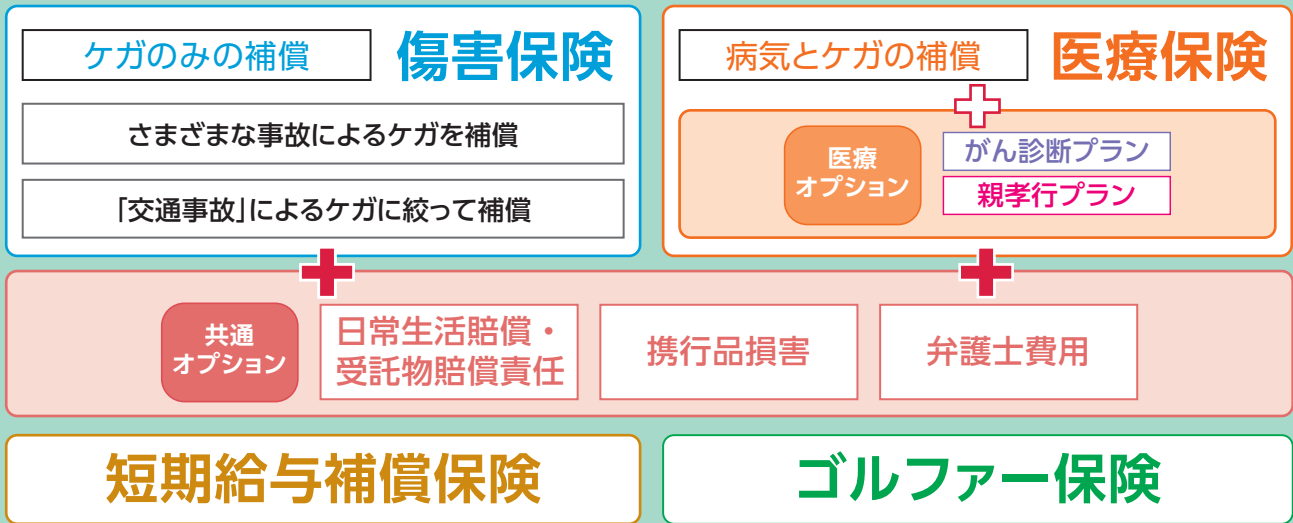
インターネットでお手続きいただいた場合は、加入申込票のご提出が「不要」になります。



※退職者の皆さまは例年どおり書面（加入申込票）でのお手続きとなります。



SDGs 取組の一環としてネット手続きシステムの導入を決定。
SDGs グローバルゴール「12. 消費と生産への責任」に取組みます。



ヤンマー団体保険<マイチョイス>は ご加入者の皆さまに 支えられている制度です!

◆この制度は、グループ全体のご加入者数や損害率（保険金支払）に応じて、割増引が決まる制度です。
 つまり、**グループ全体の保険金支払が減少し、ご加入者が増えると、割引率がアップする**可能性があります。

皆さまにご加入いただいている
 ヤンマー団体保険<マイチョイス>は、
傷害部分 25%
疾病部分 約13.7%の割引*
 が適用されています。

※傷害部分の保険料には団体割引25%、損害率による割引10%が適用されています。疾病部分の保険料には団体割引25%、損害率による割引15%が適用されています。前年度ご加入いただいた被保険者の人数や保険金支払状況等に従って割引率が適用されます。

損害率による割増引は…



◆損害率による割増引率の変更に伴い、保険料に適用する割引率が変更します。(前年度は傷害部分約 28.7%・疾病部分 17.5%の割引)



ご注意ください

保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

ヤンマー団体保険<マイチョイス>は 皆さまのお役に立っております









新型コロナウイルス感染症につきましては、**410件、約2,480万円**の保険金をお支払いしました。

2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が、「新型インフルエンザ等感染症（2類相当）」から「5類感染症」へ変更されました。これに伴い、同日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は「みなし入院」の取扱いを終了しております。
 (※) 宿泊・自宅療養した場合にも入院保険金等のお支払対象とする取扱い

ケース	2022年9月25日以前	2022年9月26日以降 2023年5月7日以前	2023年5月8日以降
入院された場合（約款におけるお取扱い）	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
宿泊・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方	○ お支払対象	× お支払対象外
	上記以外の方	○ お支払対象	× お支払対象外


補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。プランの検討に参考にしてください。

補償の一覧表		ケガのとき							
区分		死亡・後遺障害	入院	通院	手術	天災	熱中症・食中毒	先進医療・拡大治験・患者申出療養	入院
									
ケガのみの補償 (傷害保険)	さまざまな事故によるケガを補償	オプション ○	●	●	●	●	●		
	「交通事故」によるケガに絞って補償	オプション ○	●	●	●	●			
病気とケガの補償 (医療保険)	A1～A4セット		●	●	●	●		●	●
医療オプション	がん診断プラン								
	親孝行プラン								
共通オプション	日常生活賠償・受託物賠償責任								
	弁護士費用								
	携行品損害								
短期給与補償保険		●							
ゴルファー保険									

その他の取扱保険商品のご紹介


団体扱自動車保険



前年度と同じ過去最高割引!


ヤンマー団体割引 **33.0%** 適用

団体扱火災保険



火災保険
(建物・家財)

ヤンマー団体割引
10%適用
※取扱保険会社により異なります。



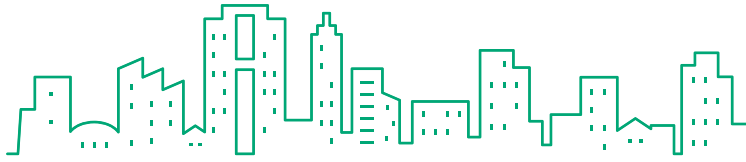
地震保険
(建物・家財)

基本火災保険金額の
30%～50%で地震保険に
加入できます。

ヤンマーグループ **がん保険**
オリジナル **がん坊くんDays**

Afac 最新のがん保険のオリジナルプランです!

団体取扱いの保険料が適用!
女性専用プランも!



皆さまの暮らしに確かな補償を！

病気のとき					身の回りのリスク					就業不能による所得補償	ゴルフ
通院	手術	疾病放射線治療	先進医療・拡大治験・患者申出療養	がん診断	日常生活賠償	受託物賠償責任	弁護士費用	携行品損害	親介護一時金		
● ※入院後の通院	●	●	●								
				●							
					●	●			●		
							●				
								●			
										●	
											●

あなたとご家族のライフプランに必要な補償は不足していませんか？

長期給与補償プラン※ (GLTD)

病気やケガで働けなくなった場合の所得の減少やリスクに長期に備える保険です。



グループ生命保険※

死亡・後遺障害

死亡保障をヤンマー団体割引が適用されたお手頃な保険料でご加入いただけます。

福祉積立制度※

年金

貯金

在職中に積立てて、定年退職時に積立金をもとに、年金受取できる保険です。

詳細は、ヤンマー保険サービス株式会社までご相談ください。
※ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

ライフステージに合わせた補償の選び方

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。

大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。

家族の構成や、生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認し、

その時々ニーズに適した保険に加入しましょう。



20代 → 30代

社会人となり、ケガや病気に備えたい



結婚し、夫婦の備えを考えたい



子どもが生まれ、子どもの保険を追加したい



おすすめのプラン内容	ご本人さま	<p>【本人24才】</p> <table border="1"> <tr><td>傷害保険 X1</td><td>670円</td></tr> <tr><td>医療保険 A2</td><td>1,340円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 受託物賠償責任 OP1</td><td>150円</td></tr> </table>	傷害保険 X1	670円	医療保険 A2	1,340円	日常生活賠償 受託物賠償責任 OP1	150円	<p>【本人30才、妻28才】</p> <table border="1"> <tr><td>傷害保険 X1</td><td>670円</td></tr> <tr><td>医療保険 A3</td><td>3,090円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2</td><td>380円</td></tr> <tr><td>短期給与補償 D+S×10口</td><td>920円</td></tr> </table>	傷害保険 X1	670円	医療保険 A3	3,090円	日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円	短期給与補償 D+S×10口	920円	<p>【本人32才、妻30才、お子さま0才】</p> <table border="1"> <tr><td>傷害保険 X1</td><td>670円</td></tr> <tr><td>医療保険 A3</td><td>3,090円</td></tr> <tr><td>がん診断プラン I</td><td>120円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2</td><td>380円</td></tr> <tr><td>携行品損害 K2</td><td>90円</td></tr> <tr><td>短期給与補償 D+S×20口</td><td>1,820円</td></tr> </table>	傷害保険 X1	670円	医療保険 A3	3,090円	がん診断プラン I	120円	日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円	携行品損害 K2	90円	短期給与補償 D+S×20口	1,820円
	傷害保険 X1	670円																												
	医療保険 A2	1,340円																												
	日常生活賠償 受託物賠償責任 OP1	150円																												
	傷害保険 X1	670円																												
医療保険 A3	3,090円																													
日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円																													
短期給与補償 D+S×10口	920円																													
傷害保険 X1	670円																													
医療保険 A3	3,090円																													
がん診断プラン I	120円																													
日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円																													
携行品損害 K2	90円																													
短期給与補償 D+S×20口	1,820円																													
配偶者さま		<table border="1"> <tr><td>医療保険 A3</td><td>2,730円</td></tr> </table>	医療保険 A3	2,730円	<table border="1"> <tr><td>医療保険 A3</td><td>3,090円</td></tr> </table>	医療保険 A3	3,090円																							
医療保険 A3	2,730円																													
医療保険 A3	3,090円																													
お子さま			<table border="1"> <tr><td>傷害保険 X1</td><td>670円</td></tr> </table>	傷害保険 X1	670円																									
傷害保険 X1	670円																													
ご両親																														
月払保険料例	合計 2,160円	合計 7,790円	合計 9,930円																											

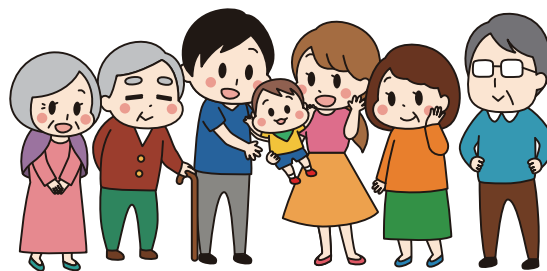
保険選びのポイント

保険加入は社会人としての責任
入社して間もなくは、忙しい日々を過ごします。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討しましょう。

大切な家族を守るために
結婚したら、配偶者の補償も必要になります。お互いが入っていた保険を確認し、補償内容の見直しをしましょう。

家族が増えたら補償も増やそう
家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族全員のケガや病気に備えることも重要になります。

(おすすめプラン)



※疾病にかかわる補償を拡大する場合、あらためて健康状況について告知いただく必要があります。
(詳細は別冊P.23~24をご覧ください。)

40代・50代

働き盛りの世代の
万に備えたい



住宅購入

【本人40才、妻38才、お子さま8才】
【父親64才、母親61才】

傷害保険 X1	670円
医療保険 A3	3,210円
がん診断プラン I	290円
日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円
携行品損害 K2	90円
短期給与と補償 D+S×30口	4,220円

医療保険 A3	3,170円
---------	--------

傷害保険 X1	670円
---------	------

医療保険 A2	1,390円
---------	--------

携行品損害 K1	90円
----------	-----

父 親孝行プラン 2K×2口	480円
----------------	------

母 親孝行プラン 2K×2口	480円
----------------	------

合計 **15,140円**

責任が重い年代に十分な補償をマイホームを購入した方は、働けなくなった場合のリスクを考える必要があります。また、ご両親の将来の介護についても考え始める年代となります。

子どもが独立したから、
補償を見直したい



子ども独立

【本人50才、妻48才、お子さま18才】
【父親74才、母親71才】

傷害保険 X1	670円
医療保険 A3	4,520円
がん診断プラン I	530円
日常生活賠償 受託物賠償責任 弁護士費用 OL2	380円
携行品損害 K2	90円
短期給与と補償 D+S×20口	3,620円
golfer 6A	600円

医療保険 A3	3,700円
---------	--------

傷害保険 X1	670円
---------	------

医療保険 A2	1,180円
---------	--------

携行品損害 K1	90円
----------	-----

父 親孝行プラン 3K×1口	830円
----------------	------

母 親孝行プラン 3K×1口	830円
----------------	------

合計 **17,710円**

年令を重ねた2人に必要な保険をこれまで以上にがんなどの病気が心配な年令に。また、子どもが独立して自由な時間が増えたら、ゴルフなどのレジャーのリスクをカバーする保険への加入も検討しましょう。

60代・70代~



退職に向けて

OB制度
継続

退職後も引き続きご加入いただくことができます。退職された方は移行手続きをお願いします。

継続できます



傷害保険

医療保険

がん診断プラン

親孝行プラン

日常生活賠償
受託物賠償責任

弁護士費用

携行品損害

golfer 6A

継続できません



短期給与と補償保険

保険金のお支払例

携行品損害
K2セット

旅行中、5万円のカメラを誤って落として壊してしまった。

●保険金額
50,000円-3,000円
(免責金額)

●合計支払保険金

47,000円

短期給与と補償保険
D+Sセット 20口加入

高血圧から脳梗塞を発症し、就業不能が4日間を超えて継続し、その後リハビリのために1年間就業不能に。

●保険金額
10,000円×20口
×就業不能期間12か月

●合計支払保険金

2,400,000円

親孝行プラン
2Kセット 1口加入

父親が要介護2になり、認定されてからその要介護状態が30日を超えて継続した。

●親介護一時金

1,000,000円

MyChoice ケガのみの補償(傷害保険)



● 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

さまざまな事故によるケガや、交通事故によるケガに備えるための保険です。また、日常生活における賠償リスクにそなえたオプションへの加入も可能です！（詳細は P.14 をご覧ください。）

 国内外を問わず補償されます。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
 - 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
 - 年齢条件：年齢による制限はありません。
- (*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

割引
25%
適用

さまざまな事故によるケガを補償

24時間
補償



お仕事中のケガ



海や山の事故によるケガ



スポーツによるケガ



食中毒補償特約



食中毒に
感染し入院

熱中症危険補償特約

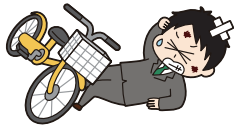


熱中症で入院

天災危険補償特約



地震にあい
ケガをした



自転車で転んでケガ



自動車にはなられてのケガ



駅構内(改札内)でのケガ

加入限度口数：1口

セット名		X1	X2	X3	X4	X5	
月払保険料		670円	850円	1,460円	2,050円	2,650円	
保険金額	傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	
	傷害手術保険金	入院中	3万円	5万円	10万円	15万円	20万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円
傷害通院保険金日額		1,800円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	

- X1・X2・X3・X4・X5 セットは天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、食中毒補償特約がセットされています。
- 日帰り入院・通院から支払われます。
 - ・入院は、事故の発生の日から 1,095 日以内の入院で 180 日がお支払いの限度
 - ・通院は、事故の発生の日から 180 日以内の通院で 90 日がお支払いの限度
- X5 セットは 15 才未満の方はご加入できません。

● 団体総合生活補償保険 (MS&AD型) [交通事故危険のみ補償特約付]

「交通事故」によるケガに絞って補償



自転車で転んでケガ 自動車にはねられてのケガ 駅構内(改札内)でのケガ

天災危険補償特約

自転車搭乗中、地震にあいケガをした

加入限度口数：1口

セット名		J1	J2	J3	J4	J5	
月払保険料		260円	330円	540円	750円	960円	
保険金額	傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	
	傷害手術保険金	入院中	3万円	5万円	10万円	15万円	20万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円	10万円
傷害通院保険金日額		1,800円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	

- J1・J2・J3・J4・J5 セットは天災危険補償特約がセットされています。
- 日帰り入院・通院から支払われます。
 - ・入院は、事故の発生の日から 1,095 日以内の入院で 180 日がお支払いの限度
 - ・通院は、事故の発生の日から 180 日以内の通院で 90 日がお支払いの限度
- J5 セットは 15 才未満の方はご加入できません。

**オプションで、
傷害死亡・
後遺障害保険金が
追加できます！**

- Q1 セットは天災危険補償特約、熱中症危険補償特約、食中毒補償特約がセットされています。
- Q2 セットは天災危険補償特約、交通事故危険のみ補償特約がセットされています。
- Q1 セットは X1 ~ X5 にのみ、Q2 セットは J1 ~ J5 にのみにセット可能です。

加入限度口数：1口

傷害死亡・後遺障害		
基本補償	交通事故を含むさまざまな事故によるケガを補償	交通事故のみ
セット名	Q1	Q2
月払保険料	330円	120円
傷害死亡・後遺障害保険金額	300万円	

※複数のセットにご加入される場合、傷害入院保険金日額は 30,000 円 (15 才未満は 15,000 円) 以下、傷害通院保険金日額は 20,000 円 (15 才未満は 10,000 円) 以下となるようご加入ください。詳細は、代理店・扱者までお問い合わせください。



病気とケガの補償 (医療保険)



● 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

病気とケガの補償 (医療保険) の全セットに天災危険補償特約がセットされています



国内外を問わず補償されます。

(先進医療・拡大治験・患者申出療養は国内のみ)

入院や手術・通院といったリスクに備えるための保険です。全てのプランで日帰り入院から補償され、放射線治療 (病気のみ) や先進医療・拡大治験・患者申出療養への補償にも対応しています。簡単な健康に関する告知で加入できます。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
 - 被保険者 (補償の対象者) 本人 (*) となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族 (配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。) です。
 - 年齢条件：ご加入は、保険期間の開始 (2023年11月1日) 時点で生後15日～満79才までの方。(終身補償ではありません。)
- (*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

● 補償内容 (お支払いする保険金の額)

シンプルでわかりやすい補償内容

セット名		A1	A2	A3	A4	
入院したら	疾病/傷害入院保険金日額	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	
所定の手術を受けたら (疾病/傷害手術保険金)	病気	入院中	6万円	10万円	20万円	30万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円
	ケガ	入院中	3万円	5万円	10万円	15万円
		入院中以外	1.5万円	2.5万円	5万円	7.5万円
病気で放射線治療を受けたら (※1)	疾病放射線治療保険金	3万円	5万円	10万円	15万円	
通院(※2)したら	疾病/傷害通院保険金日額	1,800円	2,000円	3,000円	4,000円	
先進医療・拡大治験・患者申出療養(※3)を受けたら	先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額	1,000万円 [実費払]				

(※1) 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
 (※2) 疾病通院は、病気で入院し、退院後その病気の治療のため通院した場合のみ対象となります。
 (※3) 「先進医療」・「拡大治験」・「患者申出療養」については別冊 P.4 をご覧ください。

● 月払保険料

加入限度口数：1口

年齢	セット名	A1	A2	A3	A4
生後15日～4才		1,110円	1,530円	2,720円	3,890円
5～9才		1,020円	1,390円	2,430円	3,450円
10～14才		890円	1,160円	1,960円	2,760円
15～19才		900円	1,180円	2,000円	2,820円
20～24才		990円	1,340円	2,310円	3,290円
25～29才		1,110円	1,550円	2,730円	3,910円
30～34才		1,230円	1,730円	3,090円	4,450円
35～39才		1,260円	1,770円	3,170円	4,570円
40～44才		1,270円	1,790円	3,210円	4,610円
45～49才		1,430円	2,050円	3,700円	5,350円
50～54才		1,700円	2,460円	4,520円	6,570円
55～59才		2,090円	3,100円	5,800円	8,470円
60～64才		2,730円	4,140円	7,840円	11,520円
65～69才		3,820円	5,910円	11,330円	16,730円
70～74才		5,340円	8,340円	16,080円	23,810円
75～79才		8,140円	12,880円	25,020円	37,140円

年齢は保険期間の開始 (2023年11月1日) 時点の満年齢にて決定します。
 なお、ご加入は満79才までとなります。

割引
 傷害部分 **25%**
 疾病部分 約 **13.7%**
適用

● 年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合、ご継続時の満年齢による保険料に変更となります。年齢区分は5才刻みになります。



がん診断プラン

がん診断プランは
病気とケガの補償(医療保険)の
オプションプランです。

(がん診断プランのみのご加入はできません。)

保険期間中にがんと診断され、治療を開始されたときに、

がん診断保険金額の全額を **一時金としてお支払い** します。

- お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
- 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
- 年齢条件：ご加入は、保険期間の開始(2023年11月1日)時点で生後15日～満79才までの方。
(*) Web手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

もしもに備えて

働き盛りの年代だから
向き合いたい
「働けなくなる」
というリスク



働けなくなったら
家族の暮らしは...?

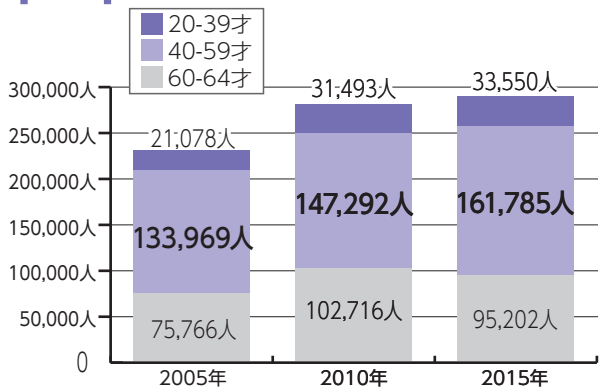
治療費のことも心配だけど…仕事は?

もし働けなくなったら
収入はどうなるのだろう?

家のローンや学費もあるし…どうしよう

働く世代のがん罹患数(推定)の推移

働く世代のがん罹患数は増加しています。

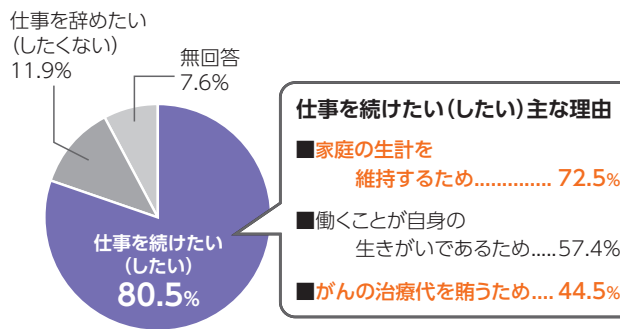


国立がん研究センターがん情報サービス
「がん登録・統計」から作成

働けなくなるリスクが注目されています

がん患者の就労の意向

がんになっても仕事を続けたいと答えた人が
8割を超えています。



仕事を続けたい(したい)主な理由

- 家庭の生計を維持するため..... 72.5%
- 働くことが自身の生きがいであるため..... 57.4%
- がんの治療代を賄うため..... 44.5%

平成26年5月 東京都福祉保健局
「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書から作成

●保険料と保険金額(1口あたり)

セット名	I			
がん診断保険金額	50万円			
月払保険料	生後15日～4才	10円	40～44才	290円
	5～9才	10円	45～49才	430円
	10～14才	10円	50～54才	530円
	15～19才	10円	55～59才	850円
	20～24才	20円	60～64才	1,650円
	25～29才	60円	65～69才	2,220円
	30～34才	120円	70～74才	2,840円
	35～39才	190円	75～79才	2,960円
加入限度口数	2口			

●年齢は保険期間の開始(2023年11月1日)時点の満年齢でご加入ください。

■がん診断プランのポイント

- 「がん(悪性新生物)」には、上皮内新生物を含みます。



親孝行プラン

商品説明動画配信中!



親孝行プランは
病気とケガの補償(医療保険)のオプションプランです。
 (親孝行プランのみのご加入はできません。)

親御さまが30日を超えて要介護状態になられた場合に、100万円(1口あたり)を一時金でお支払いします。
 万一の介護の初期費用に備えられます。
 介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

超高齢社会到来!!

もし、親御さまに介護が必要になったら…どうしますか?

面倒を見ないといけないなあ。
 でも、日中は動いてるし、妻に負担を掛けることになるのかあ?

歩けない場合、車いすも準備しないと。
 入浴の手助けがあるだろうから、お風呂も広くしないといけないなあ。

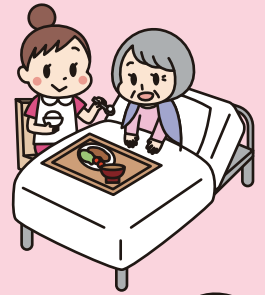
重い介護状態だと、有料老人ホームに入ってもらい
 ことも考えないと・・・
 まとまった入居費用がかかるんだろうなあ。



あぁ、お金がかかるなあ…
 親御さまと一緒に暮らす夫

私の親は離れて暮らしているから、なかなか面倒見れないわ。
 親と同居の弟夫婦に頼り切りになってしまうそう。

ただでさえ介護にはお金がかかるでしょうし、弟夫婦のこどもたちもたしか今年から大学よね。



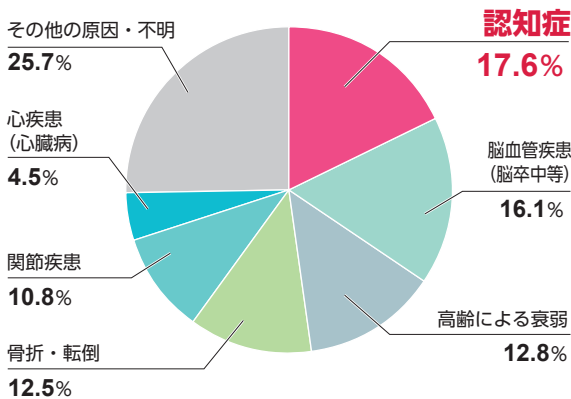
せめて経済的な援助をしたいわ…
 親御さまと離れて暮らす妻



データで見る介護のリスク

介護が必要になった原因

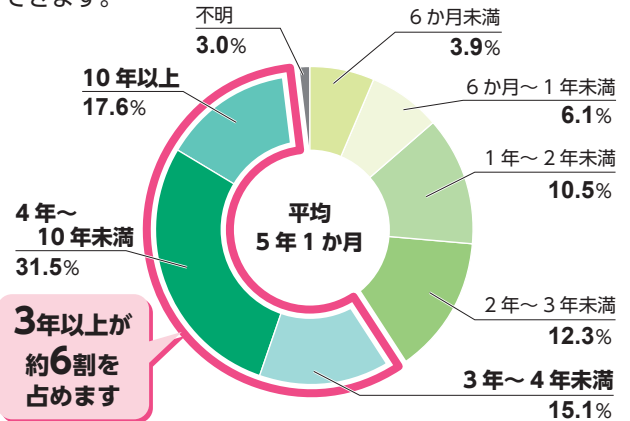
第1位は「認知症」です。脳血管疾患、関節疾患、骨折・転倒などで、介護が必要となるケースもあります。



厚生労働省「国民生活基礎調査」(令和元年)

介護期間の割合

介護期間が長期にわたると、経済的な負担も重くのしかかってきます。



生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)

介護にかかる費用

一時的にかかる費用
 (介護用ベッドの購入など)
 平均 **74**万円

毎月かかる費用
 平均 **8.3**万円

たとえば…

一時費用 74万円 + 月々の費用 8.3万円 × 5年1か月 = 合計 約580万円

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)

要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。

区分	要介護状態
①公的介護保険制度の第1号被保険者 (65才以上)	要介護認定の効力が生じた状態*
②公的介護保険制度の第2号被保険者 (40才以上65才未満)	要介護認定の効力が生じた状態* ただし、介護が必要な状態となった原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者以外 (40才未満)	約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態

*上記①②について、3Kセットは要介護3以上の効力、2Kセットは要介護2以上の効力が生じた状態をいいます。

●要介護度別の身体状態の目安

	要支援1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、立ち上がりや片足での立位保持などの動作に何らかの支えを必要とすることがある。入浴や掃除など、日常生活の一部に見守りや手助けが必要な場合がある。
	要支援2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが、日常生活に見守りや手助けが必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。問題行動や理解の低下がみられることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や、改善が見込まれる人については要支援2と認定される。
	要介護1	軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何とかができる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
	要介護2	中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	要介護3	重度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
	要介護4	最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典：公益財団法人 生命保険文化センター HP 「ひと目でわかる生活設計情報」(2023年5月現在)をもとに引受保険会社にて作成

●保険料と保険金額(1口あたり)

セット名	3K	2K	
要介護状態	要介護3～5の状態など約款所定の状態	要介護2～5の状態など約款所定の状態	
親介護一時金額	100万円	100万円	
親御さまの年齢別 月払保険料 (親御さま1名あたり)	50～54才	30円	50円
	55～59才	80円	110円
	60～64才	170円	240円
	65～69才	380円	570円
	70～74才	830円	1,300円
	75～79才	1,810円	2,900円
80～84才	4,640円	7,500円	
加入限度口数	5口	5口	

●年齢は保険期間の開始(2023年11月1日)時点の満年齢でご加入ください。

●親御さまが満20才以上満49才以下の場合もご加入いただけます。保険料についてはヤンマー保険サービス株式会社までお問い合わせください。

■親孝行プランのポイント

ヤンマーグループの役員、従業員、退職者およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)を被保険者として、その親御さま(姻族の方を含みます。)2名までを特約被保険者としてご加入いただけます。

POINT 1 親御さま(同居・別居を問いません。)の要介護状態が30日を超えた場合、

親介護一時金額 **500万円** をお支払いします。(5口加入の場合)

POINT 2 親御さまは、**満84才まで**、このプランのみにご加入いただくことができます。

健康状況に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。(加入申込票のご提出でお申込みの場合、基本セットの被保険者ご本人に代理でご署名いただけます。)

基本セット **ケガのみの補償** または **病気とケガの補償** にプラスして、 ご加入いただけます!

option 日常生活賠償 **+** 受託物賠償責任 **option** 弁護士費用

日常生活において、法律上の損害賠償責任に備えることができます。

示談交渉サービス付き (日本国内のみ)



自転車運転中、
通行人にケガを
させた



風呂の水をあふれさせ、
階下の他人の部屋に
損害をあたえた



友人に借りたカメラを
過って壊してしまった



商品説明動画配信中!



過って線路に立ち入り
電車を止めてしまい、
法律上の損害賠償責任
を負った(日本国内のみ)

日本国内でレンタルしたものなどを過って壊してしまったときに備えることができます。

ご自身やご家族が保険期間中の偶然な事故により、被害者になった場合の弁護士費用や法律相談費用などを補償します。(日本国内のみ)

どうしよう・・・
一方的に追突された。
でも相手が治療費の交渉に
応じてくれない・・・



弁護士に相談することにした

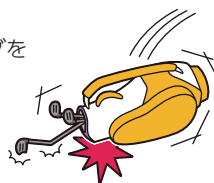


歩行中、自転車に衝突されて
ケガをし、その被害について
法律上の損害賠償請求を行い、
相手の方との交渉が必要に
なった

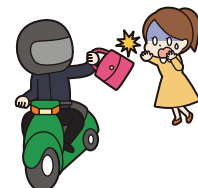
option 携行品損害

外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど

ゴルフクラブを
過って
破損させた



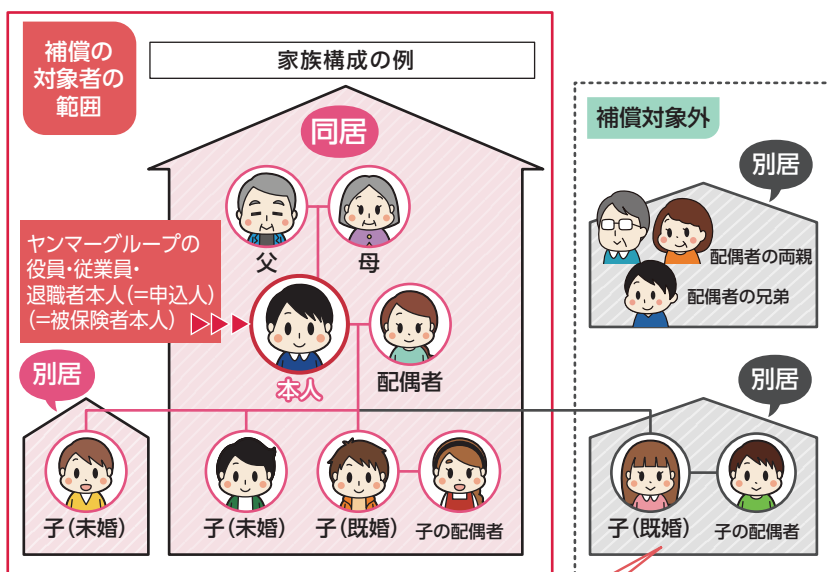
路上で
ハンドバックを
ひったくられた



日常生活賠償・受託物賠償責任の被保険者(補償の対象者)の範囲について*

加入申込票の**被保険者欄記載の方(ご本人)**に加え、保険金支払事由発生時において**次の関係の方が**被保険者となります。

- (a) 本人の配偶者
- (b) 同居の親族(本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)
- (c) 別居の未婚の子(注1)(本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子)
- (d) 本人および(a)から(c)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。



(注1) 「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

*その他の各オプションの被保険者(補償の対象者)の範囲は別冊P.17をご参照ください。

お子さまが既婚の場合、同居であれば補償の対象に、別居は対象外になります。



●保険料と保険金額 **【ご注意】オプションのみのご加入はできません。**

	日常生活賠償・受託物賠償責任		弁護士費用		携行品損害			
基本補償	ケガのみ補償	病気とケガの補償	ケガのみ補償	病気とケガの補償	ケガのみ補償	病気とケガの補償	ケガのみ補償	病気とケガの補償
セット名	OP1	OP2	L1	L2	K1	K2	K3	K4
月払保険料	150円		230円		90円		150円	
保険金額	日常生活賠償保険金額	3億円	弁護士費用等保険金額	300万円	携行品損害保険金額	20万円	携行品損害保険金額	30万円
	受託物賠償責任保険金額	30万円 (免責金額5,000円)	(法律相談費用保険金額は10万円)		(免責金額3,000円)		(免責金額3,000円)	

日常生活賠償・受託物賠償責任・弁護士費用		
基本補償	ケガのみ補償	病気とケガの補償
セット名	OL1	OL2
月払保険料	380円	
保険金額	日常生活賠償保険金額	3億円
	受託物賠償責任保険金額	30万円 (免責金額 5,000円)
	弁護士費用等保険金額	300万円 (法律相談費用保険金額は10万円)

●オプションの<日常生活賠償><受託物賠償責任><弁護士費用><携行品損害>をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

組合せ次第で、あなたとご家族に最適なプランが選べます。



自転車での万が一のケガや損害賠償責任に備えて

自転車通勤・通学時などのリスクに備えられます。



保険料一例	月払 410円	保険料内訳	■基本セット (J1セット) : 260円 ■オプション 日常生活賠償・受託物賠償責任 (OP1セット) : 150円
-------	----------------	-------	--

ご存知ですか？

各自治体の条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が求められています！

条例義務化
都道府県

秋田県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、石川県、広島県、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、栃木県、千葉県、新潟県、岐阜県、福井県

(国土交通省HP 令和5年4月1日現在)



短期給与補償保険

●所得補償 (MS&AD型) 特約付団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

「突如の事故や病気で就業できなくなり、収入が減少した」場合に備えるための保険です。

●お申込人となれる方：ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

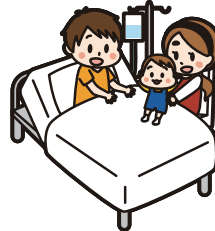
●被保険者(補償の対象者)本人 (*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員ご本人に限ります。

(*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

たとえば、こんなときにお役に立ちます！



交通事故でケガをして、働けなくなった



病気で入院して働けなくなった

ケガや病気により働けなくなったときの**収入ダウン**をカバーします！

●保険料と保険金額

セット名	D
月払保険料 (全年令共通)	20円
傷害死亡・後遺障害保険金額	20万円
加入限度口数	1口



セット名	S	
月払保険料	18~19才	50円
	20~24才	70円
	25~29才	80円
	30~34才	90円
	35~39才	110円
	40~44才	140円
	45~49才	160円
	50~54才	180円
	55~59才	190円
60~64才	200円	
所得補償保険金額 (月額)	1万円	
加入限度口数	50口	

割引
 傷害部分 **25%**
 疾病部分 **約 13.7%**
適用

- 年令は保険期間の開始時点(2023年11月1日時点)での満年令でご加入ください。
- 年令の進行により年令区分が変わる場合、ご継続時の年令の保険料に変更となります。
- 短期給与補償保険(所得補償)で被保険者(補償の対象者)としてご加入いただける方は、現在お働きになっている方で、保険期間の開始時点で満18才以上満69才以下かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
- 満65才以上の保険料は、代理店・扱者までお問い合わせください。

■てん補期間：1年間

■免責期間：4日間

就業不能期間1か月につき、ご加入の所得補償保険金額(月額)全額をお支払いします。ただし、1か月未満の端日数については、1か月を30日として計算した日割計算によって保険金をお支払いします。

★就業不能期間とは、免責期間(4日)終了日の翌日から起算して、てん補期間内(1年間)の就業不能日数をいいます。診断書に記載の期間を基準とします。

「短期給与補償保険金額(所得補償保険金額)」の設定について

「短期給与補償保険金額(所得補償保険金額)」の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額(ボーナスを含みます)の50%以下で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含まれることはできません。)なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- 被保険者の方が亡くなられた後、またはケガや病気が治癒した後は保険金は支払われません。
- 保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

golfer 保険

● 団体総合生活補償保険

ゴルフ中に過って他人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合や、ご自身のケガを補償します。ホールインワン・アルバトロスを達成された場合の費用やゴルフクラブの破損等も補償されます。

- お申込人となる方：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人に限ります。
 - 被保険者(補償の対象者)本人(*)となれる方の範囲：ヤンマーグループの役員・従業員・退職者ご本人およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族をいいます。)です。
- (*) Web 手続き画面、もしくは加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。



golfer 保険なんて、
必要ないと
思っていませんか？



国内外を問わず補償されます。

ホールインワン・アルバトロス費用は国内のみ

レジャーにも、しっかりと補償を!

たとえば、こんなときにお役にたちます!

golfer 賠償責任



ゴルフプレー中に他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った

ケガ



ゴルフ場やゴルフ練習場でgolferご自身がケガをした

ゴルフ用品



ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフクラブを折った

ホールインワン・アルバトロス費用



ラウンド中にホールインワンを達成し、祝賀会を開催した

● 保険料と保険金額 ※免責金額はありません。

セット名		6A	7A	
月払保険料		600円	1,100円	
保険金額	golfer 賠償責任保険金額	1億円	1億円	
	golfer 傷害補償	傷害死亡・後遺障害保険金額	400万円	800万円
		傷害入院保険金日額	4,000円	8,000円
		傷害手術保険金	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額×10倍 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額×5倍	
		傷害通院保険金日額	1,250円	2,300円
ゴルフ用品保険金額		20万円	30万円	
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額		50万円	100万円	

割引
25%
適用

示談交渉サービス付き
(日本国内のみ)

注意事項

【ゴルフ用品*補償】

ゴルフ用品補償に関しては、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額(時価額)または修理費のいずれか低い額が限度となります。

※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、その他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類であって、被保険者所有のゴルフ用品一式をいいます。詳細は、別冊P.14をご覧ください。

【ホールインワン・アルバトロス費用補償】

▲原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません!

(セルフプレー時等キャディを同伴しない場合のお支払対象については、別冊P.15の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。)

複数の保険(引受保険会社、他の保険会社を問いません。)にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。

事故発生時の 注意点

保険金を請求するときは、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。手続きについてご案内いたします。
(保険金請求に必要な書類の例)

○保険金請求書 ○領収書 ○委任状 ○事故内容報告書 ○診断書(賠償責任補償、傷害補償の場合のみ)

○示談書(賠償責任補償の場合のみ) ○事故証明書(傷害補償、用品補償の場合のみ)

○ホールインワン・アルバトロス証明書(ホールインワン・アルバトロス費用補償の場合のみ)等

※詳細は別冊P.25の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。

Q1	医療保険は、0才でも加入できますか？
A1	ご加入は保険期間の開始(2023年11月1日)時点で生後15日から満79才までの方が引受対象となります。
Q2	親孝行プランは1口あたりのセットの親介護一時金額が100万円となっていますが、親1名あたり何口まで加入できますか？
A2	親孝行プランは医療保険のオプションです。親孝行プランには基本セットの被保険者ご本人のご両親(姻族を含む)2名、1名につき5口まで加入できます。
Q3	傷害保険、医療保険は国外でも対象ですか？
A3	傷害保険は国外も対象、医療保険は先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金以外、国外も対象となります。
Q4	医療保険では精神障害は対象になりますか？
A4	<p>特定精神障害(平成6年10月12日総務省告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害)については疾病保険金の補償の対象となります。</p> <p>《対象の精神病》うつ病、持続性気分障害など</p> <p>《対象外の精神病》アルコール依存、薬物依存など</p>
Q5	被保険者(補償の対象者)本人となれる家族の範囲はどこまでですか？
A5	<p>対象範囲はヤンマーグループ^{※1}の役員・従業員・退職者ご本人の配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居の親族です。</p> <p>子ども、両親、兄弟姉妹については「血族・姻族^{※2}」「既婚・未婚」「同居・別居」は問いません。</p> <p>ただし、給与補償保険は、役員・従業員ご本人のみ加入可能です。</p> <p>※1 ヤンマーグループとは、ヤンマーホールディングス株式会社およびそのグループ会社をいいます。</p> <p>※2 「血族」には、生物学的な血縁のある者(自然血族)と、法定血族があります。後者は、養子縁組による子がこれにあたります。「姻族」とは、婚姻によって生ずる続柄の関係をいい、配偶者の兄弟姉妹や子の配偶者がこれにあたります。</p>
Q6	疾病の通院は入院しない場合でも対象になりますか？
A6	疾病の通院は「疾病入院後の通院のみ」が対象となります。疾病入院保険金をお支払いする入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のために、通院された場合にお支払いの対象となります。
Q7	検査入院は保険金の支払い対象になりますか？
A7	<p>医師の指示のもと、治療を目的とした疾病入院のみが対象となります。</p> <p>(人間ドック・健康診断は対象外)</p>

Q8	保険金の請求期限はありますか？
A8	保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約に定めがあります。
Q9	OBで、病気とケガの補償（医療保険）に加入していますが、終身型の医療保険に切替を検討中です。退職後でも有利な制度はありますか？
A9	2018年度よりMy Choice病気とケガの補償（医療保険）の加入者の方が、退職後に終身型の医療保険に『簡単な告知のみ』で移行できる新制度が始まりました。 ただし、移行前に契約の被保険者であった期間が2年以上あり、かつ過去2年間、入院・手術・放射線治療に関する保険金のお支払いがないことが必要です。（ご請求中の事案を含む）詳細は引受保険会社またはヤンマー保険サービス株式会社までお問い合わせください。 ※現役社員の医療保険の移行制度はありませんが、終身型をご希望の場合は別途ご相談ください。
Q10	携行品損害で補償されないものは何ですか？
A10	船舶、自動車、自転車、サーフボード、ウインドサーフィン、義歯、義肢、動物および植物、株券、手形その他の有価証券、切手、クレジットカード、プリペイドカード、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、漁具などとなります。 （詳しくは、別冊「保険の概要、重要事項のご説明」P.12をご参照ください。
Q11	医療保険オプションのがん診断プランで「がんと診断されたとき」とは悪性新生物のみ対象ですか？
A11	がん診断プランでは上皮内新生物も対象となります。
Q12	長期給与補償に加入したいのですが、取扱っていないでしょうか？
A12	2023年10月1日保険始期の制度にご加入いただけますので、ヤンマー保険サービス株式会社までお問い合わせください。
Q13	先進医療・拡大治験・患者申出療養では、どのような治療が対象となりますか？
A13	厚生労働省のHPで対象となる治療と実施している医療機関が掲載されていますのでご確認ください。 <先進医療を実施している医療機関> https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan02.html <患者申出療養を実施している医療機関> https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kanja/kikan02.html

お申込方法

保険期間（補償期間）

2023年11月1日午後4時～2024年11月1日午後4時（1年間）
（中途加入の方の補償期間は申込締切日の属する月の翌月1日～2024年11月1日午後4時）

保険料の払込方法

更新

補償開始日の翌々月から毎月給与控除

* ヤンマーご退職者さまは口座振替になります。

毎年 **11月1日**

<自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡やインターネットでのお手続き（加入申込票のご提出）がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）

社員の皆さま

「ヤンマー団体保険 My Choice インターネットご利用ガイド」をご覧ください。

退職者の皆さま

ご案内封筒に同封の **返信用封筒にて**、お返してください。

加入申込票のご提出先

ヤンマー保険サービス株式会社まで

* 保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

ご連絡・お問い合わせ

【代理店・扱者】 ヤンマー保険サービス株式会社



ヤンマー保険サービス
株式会社HP

大阪市北区鶴野町1-9 梅田ゲートタワー5F

TEL : 06-6376-6275

【滋賀支店】 TEL : 0749-65-3101

【東京支店】 TEL : 03-6262-7331

FAX : 06-6376-0687

【福岡支店】 TEL : 092-303-9104

MAIL : seirei-kosan@yanmar.com

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社（幹事保険会社）

大阪市中央区北浜4-3-1 TEL : 06-6233-1505

および下記いずれかの保険会社

- 損害保険ジャパン株式会社
- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- AIG損害保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社

万一、事故が起こった場合



三井住友海上へのご連絡は 24時間365日事故受付サービス
三井住友海上事故受付センター

事故は **いち早く**
0120-258-189 (無料)

もしくは、インターネット事故受付サービス「三井住友海上保険金請求 WEB」*までご連絡ください。

*対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



団体総合生活補償保険（MS&AD型）のうち、「病気とケガの補償」、「病気とケガの補償のオプション」、「短期給与補償保険」は三井住友海上の単独引受です。「ケガのみの補償」、「ケガのみの補償のオプション」、ゴルファー保険は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は上記のとおりです。

なお、それぞれの会社の引受割合は後日決定次第ご案内します。